

漁業補償契約書

平成12年 4月27日

四代漁業協同組合
上関漁業協同組合
共第107号共同漁業権管理委員会
中国電力株式会社

漁業補償契約書

四代漁業協同組合（以下「甲」という。）、上関漁業協同組合（以下「乙」という。）および共第107号共同漁業権管理委員会（以下「丙」という。）と中国電力株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の上関原子力発電所1、2号機（以下「発電所」という。）の建設および運転に伴う漁業補償について、次のとおり契約を締結する。

（漁業権等の放棄等）

第1条 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転に同意する。

2 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転のため次の各号に掲げる区域を別図に示すとおり設定することに同意するものとし、次の各号に掲げる区域の区分に応じ漁業権その他漁業に関する権利（以下「漁業権等」という。）について当該各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 漁業権消滅区域

公有水面埋立および取水口その他の発電所設備の設置の用に供するため、漁業権等を放棄する。

(2) 漁業権準消滅区域

護岸用捨石、放水口その他の発電所設備の設置、海底浚渫、港湾利用および設備点検補修の用に供するため、漁業権等を行使しない。

(3) 工事作業区域

発電所建設工事等の安全確保のため、発電所2号機の営業運転の開始まで漁業権等を行使しない。

3 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所温排水に起因する一切の漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

4 甲、乙、丙および所属組合員は、丁が第2項各号に掲げる区域およびその周辺海域において地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および

運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

(漁業補償金)

第2条 丁は、前条の規定によって甲、乙、丙および所属組合員が受ける漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を補償するものとし、その補償金は、金1,255,000万円とする。

2 甲、乙および丙は、その責任において前項に規定する補償金の配分先および配分額を決定するものとし、これを丁に通知する。

3 丁は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る配分額を次の各号に掲げる金額に分割して当該各号に定めるところにより、それぞれ配分先に支払う。この場合において、共第107号共同漁業権海域の漁業権等に係る補償金の配分額については、丁は、これを一括して丙に支払うものとし、丙は、その支払いを受けた後すみやかに共第107号共同漁業権を共有する漁業協同組合に配分する。

(1) 配分額の半額 前項の規定による通知があった日から1月以内に支払う。

(2) 配分額の残りの半額 前条第2項第1号に規定する漁業権消滅区域に係る公有水面埋立免許があった日から1月以内に支払う。

(異議・苦情等の解決)

第3条 甲、乙および丙は、この契約による漁業損失、補償金の配分その他この契約に関する事項について所属組合員から異議・苦情等の申し出があった場合は、それぞれの責任と負担においてこれを解決し、丁に迷惑をかけない。

(協議)

第4条 甲、乙および丙と丁は、発電所の建設工程その他この契約を履行するため必要な事項について、必要に応じて協議する。

2 第1条第2項第1号に規定する漁業権消滅区域における公有水面埋立および取水口その他の発電所設備の設置の用に供する海面占用の面積が、

設計の変更、関係法令の規定による処分その他の事由により、当該漁業権消滅区域の面積を超えることとなる場合は、丁は、甲、乙および丙と協議する。

(風評による被害)

第5条 発電所の運転等または他地区の原子力発電所の事故等に伴う風評に起因して水産物の価格の低下、販売不振その他これらに類する事由により甲、乙、丙および所属組合員が損失を受けた場合は、丁は、甲、乙および丙と協議のうえ補償を含む適切な措置を講ずる。この場合において、甲、乙および丙と丁は、当該措置のために必要があると認めるときは、地方公共団体、当該措置に関し学識経験を有する者その他第三者の意見を聴く。

(漁業振興)

第6条 丁は、発電所建設工事に伴う掘削岩石による魚礁の造成その他の漁業振興策に事情の許す限り協力するものとし、これを具体化するため引き続き甲、乙および丙と協議する。

(権利義務の承継)

第7条 甲、乙、共第107号共同漁業権を共有するその他の漁業協同組合または丁に合併その他地位の承継があった場合は、被承継者は、その地位を承継すべき者にこの契約に定める権利義務を承継させる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙および丁が協議して解決する。

この契約締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙および丁において記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。